



北のひろめ～る No.20

～ めざせ 安全で安心な 北海道 ～

令和8年7月22日
札幌方面西警察署

道路交通法の改正により、令和8年7月21日から
「酒酔い運転」の要件に「数値基準」が新設されます！！



飲酒運転には「酒酔い運転」「酒気帯び運転」の2つの罰則

「酒酔い運転」の要件

【改正前】

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態
(数値基準なし)



「数値基準」を設けて明確化

【改正後】

- 呼気中アルコール濃度0.5mg/ℓ以上
または
- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態

※「0.5mg/ℓ」未満でも、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と認定されれば「酒酔い運転」となります。

「酒気帯び運転」の要件 ※変更なし

- 呼気中アルコール濃度0.15mg/ℓ以上

どれくらい飲んだら「酒酔い運転」の要件の数値基準
(呼気中アルコール濃度0.5mg/ℓ以上)に達する？



アルコールの分解能力には個人差があるため、あくまでも目安となりますが、体重60kgの方が

ビールだと・・・大瓶2本程度

日本酒だと・・・2合(アルコール濃度15%、360ml)程度
を飲酒し、30分経過した場合、数値基準に達する可能性があります。



飲酒運転は**悪質・危険な犯罪行為**です！